

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画の背景

わが国の総人口は、平成 26 年 1 月 1 日現在、1 億 2,843 万 8 千人で、このうち 65 歳以上の高齢者人口は、3,172 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は 24.7% に達しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も高齢者人口は平成 32 年まで急速に増加するとともに、高齢化率についても総人口が減少に転じていることから、平成 32 年まで上昇することが見込まれています。

また、本市においても、総人口は平成 26 年 8 月末日現在、36,868 人で、このうち 65 歳以上の高齢者人口は、13,062 人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、35.4% に達しています。

本計画においては、進展する高齢化に伴う諸問題に対応するとともに、八幡浜市としての高齢者保健福祉施策の目標を定め、その実現に向けた各施策の取り組み方策を明らかにしていきます。

(2) 計画の目的

今後も少子高齢化が進展する中で、一人ひとりが長生きをして良かったと誇りを持って実感できる、豊かで活力のある社会を確立することが大切です。

これまでに、高齢者に係わる保健福祉施策の体系的・計画的な推進を図るため、平成 12 年度を初年度とする「旧八幡浜市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「旧保内町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、平成 17 年の合併後、平成 21 年 3 月には「八幡浜市第 5 次高齢者保健福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画」、平成 24 年 3 月には「八幡浜市第 6 次高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険事業計画は、3 年ごとに見直す必要があり、平成 26 年度末までに新しい計画を策定する必要があります。また、これに加えて関係法令等の改正に対応した施策の方向性を明示します。

なお、高齢者保健福祉計画では、健康づくり、生きがいづくり、地域福祉・地域包括ケアの拡充など、総合的な高齢者施策を盛り込みながら計画を策定しています。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」から構成されています。「高齢者保健福祉計画」は、八幡浜市における高齢者保健福祉施策全般にわたる計画として位置づけます。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付に係るサービスの必要量及び供給量の見込み、ならびにサービスの供給体制の確保策をはじめとする、制度の円滑な運営をめざした方策を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」等に基づき、高齢者保健福祉事業を円滑に進め、高齢者が健康で安心して生活できる地域づくりを進めていく役割を担います。

また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づき、介護給付・予防給付、地域密着型サービスや保健・医療・福祉に係るサービス等を総合的かつ効果的に提供する役割を担っています。

(3) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉に携わる関係者及び被保険者代表、費用負担者代表、関係行政機関の職員等で構成される「八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会」を開催し、協議・検討を行いながら策定しています。

(4) 関連計画等

本計画の策定にあたり、関連する県の計画及び市の計画とそれぞれ調整を図ります。

| | | |
|---------|--|---|
| 県の関連計画 | ・愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画 ・愛媛県地域保健医療計画 | 県における高齢者の保健・福祉や介護に関する計画 保健医療施策の基本指針 |
| 県の障害者計画 | ・愛媛県障害者計画 ・愛媛県障害福祉計画 | 障害者基本法に基づく県計画 障害者自立支援法に基づく県計画 |
| 市の上位計画 | ・総合計画 | 市の最上位計画で、各施策の方向を示すもの |
| 市の関連計画 | ・障害者計画・障害福祉計画 ・次世代育成支援行動計画 ・健康づくり計画 ・特定健康診査等実施計画 など | 総合計画で示された方向性にしたがって、保健福祉分野の施策を具体的に推進する計画 |

(5) 高齢者・認定者等の実態調査

住民が健康で安心して暮らすことのできる長寿社会の実現に向けて、今後の高齢者保健福祉施策を推進するための基礎資料とする目的に、「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」を実施しました。

また、介護保険サービスの見込みや提供体制等を検討するため、「八幡浜市第6期介護保険事業計画等策定に係るヒアリング」を実施しました。

(6) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

本計画は、平成37年度に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、在宅医療と介護の連携等を強化していきます。



